



け負わせてはならない。また同様に、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 5 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知し、発注者は、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行うものとする。
- 6 発注者は、完了検査により業務の完了を確認し、受注者から成果物の引渡しがあったときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けるものとする。
- 7 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、受注者はその理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。この場合において、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができるものとし、その損害金の額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額とする。
- 8 業務委託料は、検査合格後、受注者から請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- 9 発注者がその責めに帰すべき事由により業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、延滞日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 10 受注者は、成果物に契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、引渡しの日から1年以内は、発注者に対して契約不適合の修補又は損害賠償の責めを負うものとする。
- 11 発注者は、受注者の債務不履行、不正な行為又は解除の申出があったときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、出来高部分については発注者の所有とすることができるものとし、当該部分に対する業務委託料相当額を支払うものとする。
- 12 受注者がこの契約に基づく損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者はこれを業務委託料と相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 13 発注者は、前項の規定により違約金等の追徴をする場合には、受注者から遅延日数につき年2.5%の割合で計算した額の延滞金を徴収する。
- 14 発注者は、業務が完了するまでの間は、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において、契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害賠償を請求することができる。
- 15 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 16 この契約につき、発注者と受注者との間に紛争の生じた場合は、発注者及び受注者は、協議の上調停人1人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれが負担する。
- 17 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。